

平成20年9月

旧株式会社タイトー
株主様各位

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

株式会社タイトー

合併に伴う株券未提出の方への提出手続きのお知らせ

平成18年2月23日付けにてご案内いたしました旧株式会社タイトーの「合併に伴う株券提出のお願い」につきまして、未だお手続きをされていない方がおられます。

すでに合併期日である平成18年3月31日をもって旧株式会社タイトーと旧株式会社S Q E Xの合併に伴い、旧株式会社タイトーの株券は無効となっておりますので、旧株式会社タイトーの株主様で株券未提出の方につきましては、誠にお手数ではございますが以下の「期間満了後の株券提出のご案内」をご確認のうえ、お手続きに関しては、株式会社タイトー総務チーム宛てにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

尚、平成20年6月をもって旧株式会社タイトーの株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）による手続き業務は終了いたしましたのでご了承ください。

(ご参考)

期間満了後の株券提出のご案内

期間満了後の旧株式会社タイトーの株券提出に関して、下記のとおりご案内申し上げます。

1. 株券提出期間

当初ご案内いたしました期間は、平成18年2月24日(金)から平成18年3月30日(木)までの提出期間で、すでに終了しておりますが、継続して株券提出の受付をいたしております。

2. 株券提出に関する窓口

株式会社タイトー総務チーム
同 連 絡 先 東京都渋谷区代々木三丁目2番7号 新宿文化クイントビル
電話 03-6361-8351
F A X 03-3378-8265

3. 株券のご提出

旧株式会社タイトーの株券ご提出については、事前に上記窓口にご連絡いただき、確認のうえ、お手続きをお願い申し上げます。

お手数をお掛けいたしますがよろしくお願いたします。

4. 合併交付金と処分代金のお支払いについて

株券をご提出いただいた株主の皆様には、ご所有の旧タイトー株式1株につき、合併交付金と処分代金とを合わせ、旧タイトー株式1株につき、金181,100円をお支払いいたします。

お支払いする際には、「みなし配当」に該当する部分について、その額の20%を所得税として源泉徴収させていただきます。

(例) 1株をご提出いただいた場合のお支払い金額の計

「お支払い金額」 - 「1株あたり資本金 + 資本準備金」 = 「みなし配当課税対象額」
181,100円 - 48,436円 = 132,664円

「みなし配当課税対象額」 × 税率 = 「源泉徴収税額」
132,664円 × 20% = 26,532円 (小数点以下切捨て)

「お支払い金額」 - 「源泉徴収税額」 = 「お受け取り金額」
181,100円 - 26,532円 = 154,568円

1株あたり資本金 + 資本準備金である48,436円は、旧タイトーの平成18年3月30日現在の金額です。

源泉徴収税額は、お受け取りになる「みなし配当課税対象額」に税率20%を乗じた結果、小数点以下を切り捨てますので、「1株あたりの源泉徴収税額」は株式数により異なります。

以上